

平成27年度第3回消費生活審議会議事録

- 1 開催日時 平成28年2月8日(月) 13:00～14:30
- 2 開催場所 県庁3階 第二委員会室
- 3 参加者
(審議会委員) 南保委員(会長)、江藤委員、歌門委員、齋藤委員、豊嶋委員、美尾谷委員、村中委員、山崎委員、山場委員
(欠席委員: 荒井委員、坪田委員、友本委員、宮崎委員、山下委員、山本委員)
(事務局) 清水安全環境部企画幹、長谷川安全環境部企画幹(県民安全) 県民安全課: 白崎課長、海道総括主任、中嶋主事、友重主事 消費生活センター: 佐々木所長、木子次長
- 4 議事次第
 - (1) 開会
 - (2) あいさつ
 - (3) 議題
福井県消費者教育推進計画(案)について
 - (4) 閉会
- 5 議事内容

議事に先立ち、南保会長、清水安全環境部企画幹があいさつをする。
(議題) 福井県消費者教育推進計画(案)について
県民安全課 白崎課長から説明。

(質疑応答・意見交換)

委員 計画の目標が非常に高く、これを達成していくことになる、行政はもちろん関係者も含めて真剣に取り組むことが必要と受け止めさせていただいた。

委員 生産者の事業活動について環境や社会のことを意識する生産者の割合を5割以上にするという目標について、私どもの消費者団体は年に1回、事業者、行政で懇談会を開いているが、なかなか事業者の方のご参加がいただけない。コンビニなど、本社の方の熱意がなく、下の店長まで伝わっていない感じがしてならない。本社に県でお話を持って行っていただければ、少しは動いていただけるのではないかと思いますので、何とかお願いしたい。

事務局 常日頃ご活動いただき、感謝したい。地域での活動も重要であり、そうした活動を是非続けていただきたい。コンビニ関係では、年1回県内すべてのコンビニの責任者の方と子どもの見守り等について意見交換の機会があるので、今ほどいただいたご意見、消費者教育の説明をさせていただき、上部の方からチェーン店全体で考え方がいきわたるよう努めたいと考えている。

委員 CSRでがんばっている会社のことをアナウンスすると、いろんな企業にもそういう流れが起きる可能性もあるので、是非期待したい。

委員 3つほど気付いた点を申し上げる。1点目は基本理念についてであり、中身はこれで

いいのではないかと思うが、消費者と生産者それぞれの立場のことが一文で書いてあるので、非常に分かりにくい。消費者、生産者のことを分けて書いた方が分かりやすいと思う。

2点目は、計画の目標についてであり、目標は3年間の目標か。

事務局 最終年度にアンケートを取らせていただく予定である。

委員 3年間で目標があまりにも高いと思う。1年ごとの目標があり、推移的に最終年度の目標を出した方が目標の立て方としていいのではないかと思う。その方が検証もやりやすいのではないかと感じた。

3点目は計画の重点項目であるが、教育についての目標というのはないのか。

事務局 1点目の基本理念についてはご指摘いただいた点を考慮していきたい。

2点目の1年ごとの検証は確かにご指摘のとおりだが、アンケートを1回やるのに経費がかかる。費用対効果の側面があるため、アンケートは最終年度に行い、目標を達成できたかどうかを検証したいと考えている。

3点目の教育に関する目標というのは、数値的にお示しするのが難しい。アンケートでは教育を受けた経験の有無に関する項目があったが、この項目は是非30年度に実施するアンケート項目にも入れ、比較をしてみたいと考えている。

委員 基本理念の文章については、事務局でご検討いただきたい。

教育の目標というのは、数字的には表しにくく、例えば、講座の受講者数などは出せるが、どこまで啓発されたかというクオリティの面は難しい。それについては、計画を推進していく中で、達成度合いを見ながら、やり方を効果的な方向に向けていくということでご了承いただければと思う。

委員 私たちは消費者団体として消費者教育をしている側という一面も持っている。計画書8ページを見ると、消費者教育を受けたことがない理由として、開催されていることを知らなかったというのがあり、ショックだった。無関心な方にどのように啓発していくとよいのかは団体として抱えている悩みの1つでもある。

事務局 消費者団体におかれては、常日頃から消費者教育の担い手という側面で様々な活動をしていただいております、本当に感謝申し上げたいところである。

今ほどのお話は、アンケートにあるように、関心はあるがなかなか行動には移せないというところが、消費者教育あるいは消費者活動にご参加をいただいていないネックである。その対策としては、ニーズがあるところに積極的に出かけていくということであり、まずは職場の方に出前講座というか消費者教育を届けるとの取組、対策を来年度からやっていくということが1つの対策かと考えている。また、消費者市民社会という考え方を広めていくのは全く新しい取組、対策である。こうした新しい考え方を広めていくためには、我々県だけではなく、消費者団体、市町、事業者、消費者が一体となって取り組んでいただくことが重要であるかと考えている。読本を作成して有効に活用し、消費者教育に関する関心を高めるといったことが対策かと考えている。

委員 私も企画をすることがあるが、一生懸命やっても見向きもしてくれないという方が多い。そこら辺の方にいかに分かってもらうかは大変だが、関係する人のチェーンを徐々に広げていくしかないのかなと思う。

委員 生産者の方は生産者であると同時に消費者でもある。生産者、消費者できっちり分けてしまうのもどうかと思う。

小学校、中学校、高校はレベルがほとんど同じだが、高齢者は元気な人から要介護度5のように介護が必要な人まで理解度の範囲が広いので、高齢者と一括りにするのは文章としては上げておけばよいが、推進していくにあたっては留意する必要があると思う。

事務局 1点目のお話について、プロシューマーという言葉があり、生産者でありながら消費者であるという考え方がある。その考え方をこの計画に盛り込むには少し早すぎるかなと思ひ、今回は県民に分かりやすいよう生産者と消費者という分け方をさせていただいた。計画の見直しの際にアンケート等の結果も踏まえ、プロシューマーという考え方を取り入れるのが可能であれば、取り入れていきたい。

2点目の高齢者が元気な方から介護を受けている方までいらっしゃることについて、安全確保地域協議会の中には福祉事業者、民生委員、宅配事業者など様々な方が入っていただく予定である。福祉事業者は認知症や介護が必要な方、宅配事業者は元気な高齢者を対象とした対策になると考えている。高齢者の状態に応じた対策を協議会できめ細かく対応させていただきたい。

委員 要は生産者も消費者も生活者である。高齢者という表現も時代とともにその幅の広さから細分化された表現ができてくるのかなと期待したい。

委員 高齢者施設での出前講座における内容はどのようなものか。施設の管理をしている人向けか、高齢者本人向けにもするのか。

事務局 高齢者を対象にした出前講座であり、公民館での高齢者が集まるサロン等高齢者の集まりの場へ出かけていくものを想定しており、元気な高齢者を対象にしたものである。

委員 「高齢者施設での」という言葉を考える必要がある。「高齢者対象の」等に修正することを検討してほしい。

委員 若者も騙されると聞いているが、読本やパンフレットを作成する際に、高齢者を騙さない若者を育てる視点も盛り込んでいただきたい。

事務局 是非そうした考え方を参考にさせていただき、取り入れたい。

委員 細かい点を含めてコメントを申し上げる。

6ページにおいて、「県民の約1割はなんらかの消費者トラブルの経験がある」と書いているが、サンプル調査結果だけでそこまでは言えない。

9ページの下から3行目に「幼児期においては「学校」、「家庭・地域」～」とあるが、学校の役割強化も課題と考えているのか。そうであれば、20ページの施策のひとつとして言及する必要があると思うが、どうか。

11ページのグラフの読み方の問題について、平成16年度をピークに減少したというのであれば、グラフの期間もそれに合わせた方が良かったのかと思う。また、件数は「減少傾向をたどった後、平成21年度以降はほぼ横ばい」という方がよい。

14ページの下から7行目「本県では、幼児や小中学生が家庭や地域で消費者教育を受ける機会が、ほとんどありません。」と記載されているが、実態に即して言えば、「必ずしも十分でない」という程度ではないか。

15ページの表題が「高齢消費者トラブル～」となっているが、それ以降のページの言い方と合わせて「高齢者の消費者トラブル～」とした方がよいのではないか。

18ページの文章の始まりは唐突感があるため、前段の言葉があった方がよいかと思う。例えば、「社会や環境を配慮する消費者意識の醸成を図っていく上で、～することが必要です。こうした取組みを進める上で、「消費者市民社会」という言葉がキーワー

ドとなります。」のようなつなぎの言葉があった方がよい。せっかく下の方で「消費者市民社会」を分かりやすくお書きになっておられるので、例えば、「消費者市民社会とは推進法第2条第2項で定義されていますが、それを分かりやすく言えば～」というように表現した方がよい。

委員 ここについては事務局の方で再考していただきたい。特に18ページの消費者市民社会のところはもう少しなだらかに入っていく方がいいと思う。

委員 私たちの市は、行政が食の安全安心のことは農林課、環境問題は環境課、消費者センターはトラブルが対象と、みんなバラバラに動いている。北陸の消費者団体の集まりでも皆さん同じことを考えているとお話だったが、消費者団体としては動きづらい。

事務局 計画を県レベルで作り、市町レベルでも作っていただくことは可能である。できましたら市オリジナルの消費者教育推進計画をお作りいただき、そこで行政幅広く垣根を越えて消費者団体の方とともに消費者教育を推進していくというのが理想の姿ではないかと考えている。

委員 騙された相談者が来た時に、あなたの場合はここへ行ってくださいと言われても高齢者は動けない。その時に行政から来て対応しているという話が北陸の消費者団体の話し合いの中で出ていて、いいと思った。

委員 いろんな場面でワンストップサービスが必要になる。

委員 どこの会社でも職場の横の連携をとってほしいと思う。

委員 やはり消費者教育は家庭からでないかと思う。学校も大事だが、小さい時から親御さんから子どもさんに教えていくことがいちばん大事ではないかと思う。

委員 そのとおりである。知徳体全部学校に任せてしまう今の流れがおかしい。道徳的などころはきちんと家庭で教えないといけない。

南保会長 本日は大変貴重な御意見をたくさんいただいた。県におかれては本日各委員の先生方からいただいたご意見を本文に盛り込んでいただきたいと思う。今後の中身の精査については私会長と事務局で相談しながらさらにレベルアップを図っていきたい。これについてご承認いただけますでしょうか。

各委員 異議なし。

南保会長 ご承認いただいたということで、今後については事務局と私の方で対応したい。